

令和5年度決算に係る地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充当される経費について

消費税及び地方消費税の税率は平成26年4月1日以降5%から8%へ、また、令和元年10月1日以降8%から10%へ引き上げられています。
このことに伴い、地方消費税交付金の増収分についてはその用途を明確化し、社会保障施策に要する経費(事務費や人件費は除く)に充てるものとされています。
令和5年度一般会計における社会保障施策経費への充当状況は下記のとおりです。

【歳入】

地方消費税交付金 157,472 千円
うち引き上げ相当分(社会保障財源化分) 92,454 千円

【歳出】

社会保障施策に要する経費 1,142,790 千円

(単位:千円)

社会保障施策項目	決 算 額	財 源 内 訳				Aのうち 地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
		国庫支出金	都道府県支出金	その他特定財源	一般財源等 A	
1 総合福祉	18,375	0	1,907	15,200	1,268	186
2 医療	294,119	7,708	53,327	5,170	227,914	33,412
3 介護・高齢者福祉	135,823	5,027	3,147	10,570	117,079	17,164
4 子ども・子育て	418,281	106,224	68,998	36,688	206,371	30,254
5 障害者福祉	212,368	93,343	45,639	0	73,386	10,758
6 就労促進	8,144	0	0	8,000	144	21
7 貧困・格差対策等	55,680	0	1,470	49,712	4,498	659
合 計	1,142,790	212,302	174,488	125,340	630,660	92,454